

令和6年9月16日

各（都道府県
市町村
特別区）衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンに関する10月以降の周知資材等について（その2）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。このキャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としており、今年度は実施期間の最終年度となっております。加えて、高校1年相当の女性についても、定期接種の対象となる最終年度となっております。

また、15歳以上の女性は、HPVワクチンを合計3回接種する必要があり、年度内に公費で3回の接種を完了するためには約6か月の期間を要することから、公費による接種を希望する方は、遅くとも本年9月末までに1回目の接種をする必要があるところ、これまで当省からは周知に活用いただける資材等をお示ししており、各自治体においてこうした資材等も活用いただきながら様々な方法で周知に御尽力いただいているものと承知しております。

先般「HPVワクチンに関する10月以降の周知資材等について」（令和6年8月23日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）にてお知らせしていたとおり、10月以降のHPVワクチンの周知に活用いただける資材、及び10月以降の接種スケジュール等に関して各自治体から照会いただいた内容を別添のQAにまとめました。

引き続き、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討・判断が行えるよう周知に取り組んでいただきますようお願いいたします。

【チラシ・ポスター（2024年9月作成）】

- 資材1 キャッチアップ接種チラシ
- 資材2 キャッチアップ接種チラシ（横長サイズ）
- 資材3 キャッチアップ接種ポスター
- 資材4 高校1年生向けチラシ
- 資材5 高校1年生向けチラシ（横長サイズ）
- 資材6 高校1年生向けポスター

（資材については、厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます）

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>

○HPVワクチンに関する10月以降の接種スケジュール等の取扱いについて

問1 HPVワクチンのキャッチアップ接種について、公費で接種可能な期間が限られていることを踏まえて、定期接種実施要領の標準的な接種方法をとることができない場合はどうすればよいか。

(答)

- 定期接種実施要領第2各論6(4)～(6)に定めている通り、以下のよう接種することが考えられる。

	標準的な接種方法	左記の方法をとる事ができない場合の接種方法
2価	1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回行う。
4価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。
9価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。

問2 答1の方法を自治体から被接種者に個別に周知して差し支えないか。また、国は周知を行う予定はあるか。

(答)

- ワクチンの添付文書における記載や、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論において、「キャッチアップ接種の周知に当たっては、被接種者が自らの体調等を考慮せず、無理をして接種をしないよう、早い段階からの周知を行うべき」との指摘を踏まえ、国の周知においては標準的な接種方法について早い段階からお知らせすることとした。
- 自治体において、被接種者や医療機関等からの個別の照会に対して、また、無理のない接種を促すことと併せて、答1に示した接種方法を案内・周知することは差し支えないが、国としては前述の周知の考え方から、一律に答1の方法を周知する予定はない。

問3 令和7年3月末までに3回目までの接種を完了できない場合であっても、令和7年3月末までに行った接種は公費の対象か。

(答)

- キャッチアップ接種の期間である令和7年3月31日までの間であれば、3回目までの接種を完了できるかどうかにかかわらず、対象者に行った接種分については定期接種として取り扱って差し支えない。